

香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例

平成19年 4 月 1 日

条例第23号

改正 平成20年 2 月21日 条例第 3 号

平成21年12月22日 条例第14号

平成28年 2 月26日 条例第 5 号

平成31年 3 月 1 日 条例第 1 号

令和 7 年10月22日 条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第244条の 2 第 1 項の規定により、香取広域市町村圏事務組合火葬場（以下「火葬場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による火葬の施設として、火葬場を次のとおり設置する。

名 称	位 置
北 総 斎 場	神崎町神崎神宿1009番地2
おみがわ聖苑	香取市小見川1797番地1

(管理)

第 3 条 香取広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、設置の目的を効果的に達成するよう火葬場を適正に管理しなければならない。

(使用の許可)

第 4 条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(使用料)

第 5 条 火葬場の使用料は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとし、使用の際徴収する。

(使用料の減免)

第 6 条 管理者は、使用料の納付が困難であると認める者に対しては、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第 7 条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて施設の使用を中止した場合で、管理者が還付することを相当と認めた場合は、当該使用

料の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の北総西部衛生組合火葬場並びに霊棺自動車（昭和44年北総西部衛生組合条例第 1 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年 2 月21日条例第 3 号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月22日条例第14号）

この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月26日条例第 5 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(業務移管に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、業務移管前の香取市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成 18 年香取市条例第 137 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年10月22日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 5 条）

北 総 斎 場 使 用 料

区 分	管 内	管 外
大人（13歳以上）	10,000円	55,000円
小人（13歳未満、死産児を含む。）	6,000円	30,000円

備考

- 「管内」とは、死亡者（死産児については、その父又は母とする。）が死亡時に香取市、神崎町及び東庄町の住民で、住民基本台帳に記録されている場合をいう。
- 「管外」とは、管内以外をいう。

別表第 2（第 5 条）

お み が わ 聖 苑 使 用 料

区 分		単 位	使 用 料		
			管 内		管 外
火葬炉	大人（13 歳以上）	1 体につき	15,000 円		60,000 円
	小人（13 歳未満、死産児を含む。）	1 体につき	10,000 円		40,000 円
	身体の一部	1 件につき	5,000 円		20,000 円
動物炉	小動物（犬、猫等）	重 量	収骨無	収骨有	30,000 円
		30 k g 以上	10,000 円	20,000 円	
		10 k g 以上	7,500 円	15,000 円	
		30 k g 未満			
		10 k g 未満	5,000 円	10,000 円	

備考

- 「管内」とは、死亡者（死産児については、その父又は母とする。）等又は動物炉の使用者が死亡時又は使用しようとするときに香取市、神崎町及び東庄町の住民で、住民基本台帳に記録されている場合をいう。
- 「管外」とは、管内以外をいう。